

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センターが運営する病院（以下「病院」という。）の診療、検査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(外来診療時間等)

第2条 桑名市総合医療センターにおける外来診療の受付時間及び診療時間並びに休診日は、次のとおりとする。ただし、急患の場合又は病院長が特に必要と認める場合には、これを変更することができる。

- (1) 受付時間 午前8時から正午まで
- (2) 診療時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 休診日 日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日

(診療科目)

第3条 桑名市総合医療センターの診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 循環器内科
- (2) 消化器内科
- (3) 糖尿病内分泌内科
- (4) 膠原病リウマチ内科
- (5) 血液内科
- (6) 脳神経内科
- (7) 肝臓内科
- (8) 腎臓内科
- (9) 呼吸器内科
- (10) 総合診療科
- (11) 小児科
- (12) 産婦人科
- (13) 精神科
- (14) 外科
- (15) 消化器外科
- (16) 乳腺外科
- (17) 心臓血管外科
- (18) 呼吸器外科
- (19) 整形外科
- (20) リウマチ科
- (21) 脳神経外科
- (22) 眼科
- (23) 耳鼻咽喉科
- (24) 泌尿器科
- (25) 皮膚科
- (26) 放射線科
- (27) 歯科口腔外科
- (28) 救急科
- (29) リハビリテーション科
- (30) 病理診断科
- (31) 麻酔科

(病床数)

第4条 桑名市総合医療センターの病床数は、一般病床400床とする。

(診察券)

第5条 診療又は助産を受けようとする者は、診察券の交付を受け、受診の都度これを提示しなければならない。

- 2 診察券の交付を受けた者は、病院長の指示に従い受診するものとする。
- 3 診察券を紛失し、又は損傷した者は、診察券の再発行を受けなければならない。
(入院)

第6条 入院の承認を受けた者は、別に定める入院誓約書を病院長に提出しなければならない。

- 2 前項の入院誓約書には、独立の生計を営む者が保証人として連署しなければならない。
(面会時間)

第7条 桑名市総合医療センターにおける入院患者との面会を行うことができる時間は、平日は午後2時から午後8時まで、休日は午前10時から午後8時までとする。ただし、病院長が特に必要と認める場合には、これを変更することができる。

(秩序の維持)

第8条 診療、検査等を受ける者及びその関係者は、院内の秩序保持に関し理事長が定める規程等及び院内の秩序に関する病院長の指示に従わなければならない。

(診療等の拒否等)

第9条 病院長は、次の各号のいずれかに該当するときは、診療、検査等を拒否し、又は退院を命ずることができる。

- (1) 院内の風紀を乱し、又は他人に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 診療の必要がなくなったとき。
- (3) その他病院の管理上著しい支障があると病院長が認めたとき。

(損害の賠償)

第10条 診療、検査等を受ける者その他病院の施設を利用する者が病院の器具器械又は施設を滅失又は損傷したときは、理事長は、損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(その他)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月11日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月9日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日制定)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月27日制定)

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日制定)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月13日制定)

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日制定)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日制定)

この規程は、平成30年5月1日から施行する。